

協定 ユーユーフーズ株式会社 工場増設決定 「工場増設に関する協定」締結

商工振興課 ☎(232)2165

ユーユーフーズ株式会社と菊陽町は、7月17日に菊陽町議会大塚議長の下、「工場増設に関する協定」を締結しました。

同社は、熊本県産米を加工した冷凍米飯・加工食品を製造・販売する企業で、外食産業向けの業務用に加え、一般家庭での消費が拡大しており、今後の飛躍が期待されます。また、平成21年度から、J.Aブランドのこだわり商品を開発。地産地消と米消費拡大のための愛食運動を展開しています。

同社は、約18億円を投じ、本社工場(菊陽町曲手)に総面積2,331㎡の2階建て工場を増設します。生産性・品質向上が可能な最新機器の炊飯加工冷凍ラインを新たに設け、現製造能力の2倍の日量約20トンを製造します。また、平成30年には年間7,000トンの製造数量を目指しています。

ユーユーフーズ株式会社の上村幸男会長は協定後、「厳しい農業情勢ではあるが、農家の生産意欲と地域の生産振興を高め、持続可能な農業



▲(左から)上村会長、大塚議長、後藤町長

につなげたい」とあいさつしました。後藤町長は、菊陽南小学校に公募しネーミングやパッケージデザインが決まった商品の「牛一とライス」に触れ、「子どもたちに夢と希望を与え、地元根付いた活動に感謝します。今後も、地元と共にある企業として発展されることを願います」と感謝の言葉を口にしました。大塚議長は「熊本県産の稲作の振興を支援、世界各国へ販路を拡大され「熊本ブランド」を築いてくれることを願います」と期待を込めました。

環境 雨水浸透枡・雨水タンクの設置費用の一部を補助します

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

都市型水害の軽減と地下水のかん養による生活環境保全のため、雨水浸透枡の設置費用補助を行っています。また、今年度から上水道の節水を図り水道水の水源である地下水量保全のため、雨水タンクの設置費用補助も行っていきます。

雨水浸透枡設置費用補助金

- 交付対象者
 - ・ 町内の住宅などに雨水浸透枡を設置する土地の所有者か使用者
 - ・ 補助要件に適合する雨水浸透枡が設置された新築住宅を購入した住宅購入者
- 補助額
 - ・ 1基当たり16,000円 (上限4基64,000円)
- 補助要件(構造など)
 - ・ 雨どいからの接続とすること(雨水以外の流入があれば補助対象外)
- 雨水浸透枡標準布設構造図に適合すること(標準布設構造図以上の機能があるものを含む)

注意事項

交付を受けるには、設置前に(雨水浸透枡が設置された新築住宅を購入した住宅購入者は購入後速やかに)申請手続きが必要です。補助金の交付は、予算の範囲内で行います。

雨水タンク設置費用補助金

- 交付対象者
 - ・ 町内に住宅用家屋を所有し、居住する一定の要件に当てはまる人
- 交付対象となる雨水タンク
 - ・ 有効貯水量が50ℓ以上のもの
 - ・ おおむね5年間以上の使用に耐えられる構造と材質のもの
 - ・ 散水などを行う機能があるもの
 - ・ 未使用であること
 - ・ 当該年度内に購入した雨水タンクであること
- 補助額
 - ・ ※住宅用家屋1棟につき1基までとします。
 - ・ 有効貯水量200ℓ以上… (上限)35,000円
 - ・ 有効貯水量200ℓ未満… (上限)24,000円

※購入額の2分の1の額が右の金額に満たない場合は、その額から千円未満の端数を切り捨てた額となります。詳しくは町ホームページをご覧ください。なるか、お問い合わせください。

地下水を採取する時は届け出か許可申請が必要です

熊本県では、地域共有の貴重な資源である地下水の保全を図るため、熊本県地下水保全条例に基づき、次に該当する地下水採取について、地下水採取者に必要な手続きを行っていただくこととなっています。

下記をご覧ください。家庭や職場で使っている井戸で手続きを行っていないものがありましたら、速やかに届け出か許可の申請をお願いします。

なお、未届けか未許可で地下水を採取した時は、罰則が適用されることがありますのでご注意ください。

地下水採取に関する規制の対象要件

項目	規制の対象要件		規制の種類	
	地域名	揚水機 / 自噴井戸		揚水機の水の吐出口断面積 / 井戸の吐出口断面積
重点地域※1	揚水機		6 cm ² (直径約2.8cm)超~19cm ² (直径約5 cm)以下	届け出
			19cm ² 超(注)	許可
	自噴井戸※2		19cm ² 超	届け出

(注) 地下水を田畑などのかんがいに使用する場合は、許可ではなく届け出が必要となります。

※1 重点地域
指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している次の地域を重点地域として指定。
熊本地域：熊本市、菊池市(旧泗水町、旧旭志村の区域に限る)、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

※2 重点地域では、吐出口の断面積が19cm²(直径約5 cm)を超える自噴井戸(動力(揚水機)を用いずに地下水を採取する井戸)についても、届け出が必要です。

■ 問い合わせ 熊本県環境立県推進課 ☎(333)2272

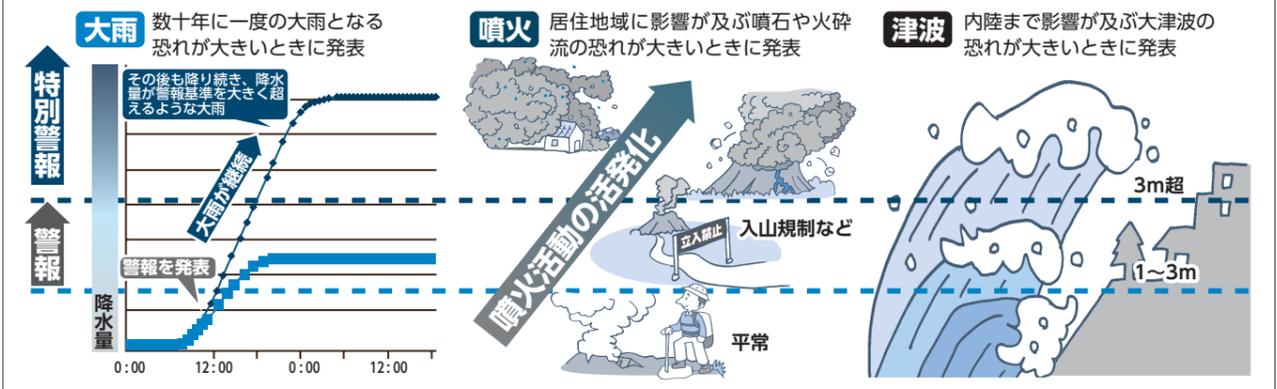
8月30日から「特別警報」の発表を開始します

気象庁では、大雨・暴風・高潮や地震、津波などにより重大な災害の起こる恐れがある時に、警報を発表して警戒を呼び掛けています。より甚だしい大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性が高まった時には、特別な警戒を呼び掛けるため、新たに「特別警報」を発表します。

特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」や日本の観測史上最高の潮位を記録し、犠牲者5,000人以上を出した「伊勢湾台風」、九州北部に甚大な被害をもたらした「平成24年7月九州北部豪雨」などが該当します。

特別警報が発表された場合、住んでいる地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。屋外の状況や避難指示・勧告などに注意し、直ちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨などの被害を防ぐには、時間を追って発表される注意報や警報、その他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。詳しくは、気象庁ホームページでご確認ください。



■ 問い合わせ 熊本地方気象台 防災業務課 ☎(324)3283